



金 沢 市 公 報

号外第19号

平成24年(2012年)6月25日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
条 例		金沢市印鑑条例の一部を改正する条例 (市民課) 6
金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例 (歴史建造物整備課) 1		金沢市長寿お祝い金条例等の一部を改正する 条例 (長寿福祉課) 7
町の区域の設定に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民参画課) 4		金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する 条例 (歩ける環境推進課) 8
金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 4		金沢市地区計画等の区域内における建築物等 の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 8
金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例 (生涯学習課) 5		金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予 防 課) 13

条 例

金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例をここに公布する。

平成24年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第33号

金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条の3の規定に基づき、金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号。以下「保存条例」という。）において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）における法の規定による制限を緩和することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物 保存条例第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物をいう。
- (2) 修景基準 保存条例第3条第2項の規定により保存地区の保存に関する計画に定める同項第3号の保存整備計画（以下「保存整備計画」という。）において定められた伝統的建造物以外の建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物以外の建築物等」という。）の修景基準をいう。
- (3) 許可基準 保存整備計画において定められた伝統的建造物以外の建築物等の許可基

準をいう。

(法の規定による制限の緩和)

第3条 保存地区内における次の表の左欄に掲げる建築物その他の工作物については、それぞれ同表の右欄に掲げる法の規定は、適用しない。

	建築物その他の工作物	法の規定
伝統的建造物	(1) 増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）をするもので、当該増築等を行ったときの伝統的建造物の壁面（軒、ひさしその他これらに類するものを含む。以下同じ。）の位置が当該増築等に係る従前の伝統的建造物の壁面の位置から道路の側を超えず、かつ、当該増築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの	第44条第1項 本文
	(2) 増築等をするもので、当該増築等を行ったときの伝統的建造物の建築面積の敷地面積に対する割合が当該増築等に係る従前の伝統的建造物の建築面積の敷地面積に対する割合（当該割合が10分の8未満の場合にあっては、10分の8）を超えず、及び屋外への出口が規則で定める避難上有効な屋外への出口の設置に関する要件（以下「出口要件」という。）を満たし、かつ、当該増築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの	第53条
	(3) 増築等をするもので、当該増築等を行ったときの伝統的建造物の各部分の高さが当該増築等に係る従前の伝統的建造物の各部分の高さを超えず、かつ、当該増築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの	第56条第1項 第1号
修景基準に適合する伝統的建造物以外の建築物等	(1) 修景基準に適合して新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「新築等」という。）をするもので、当該新築等を行ったときの伝統的建造物以外の建築物等の壁面の位置が当該伝統的建造物以外の建築物等を含む街区の辺にある伝統的建造物の壁面の位置（当該伝統的建造物の壁面の前面道路の中心線に対して最短の位置にあるものに限る。）を超えない範囲内で規則で定める壁面の位置（以下「基準壁面位置」	第44条第1項 本文

	<p>という。)から道路の側を超えず、かつ、当該新築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの</p>	
	<p>(2) 規則で定める敷地内において修景基準に適合して新築等をするもので、当該新築等を行ったときの伝統的建造物以外の建築物等の建築面積の敷地面積に対する割合が10分の8を超えず、及び屋外への出口が出口要件を満たし、かつ、当該新築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの</p>	<p>第53条</p>
	<p>(3) 規則で定める敷地内において修景基準に適合して新築等をするもので、当該新築等を行ったときの伝統的建造物以外の建築物等の最高の高さが規則で定める高さを超えず、かつ、当該新築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの</p>	<p>第56条第1項 第1号</p>
<p>許可基準に適合する伝統的建造物以外の建築物等</p>	<p>(1) 許可基準に適合して新築等をするもので、当該新築等を行ったときの伝統的建造物以外の建築物等の壁面の位置が基準壁面位置から道路の側を超えず、かつ、当該新築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの（当該許可又は協議に係る伝統的建造物以外の建築物等が町家等（寺院又は神社以外の建築物をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該町家等の壁面の位置が基準壁面位置にあるものとして、当該許可を受け、又は協議が成立したもの（以下「特例町家等」という。）に限る。）</p>	<p>第44条第1項 本文</p>
	<p>(2) 規則で定める敷地内において許可基準に適合して新築等をするもので、当該新築等を行ったときの伝統的建造物以外の建築物等の地階を除く階数が2以下であり、建築面積の敷地面積に対する割合が10分の8を超えず、及び屋外への出口が出口要件を満たし、かつ、当該新築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの（当該許可又は協議に係る伝統的建造物以外の建</p>	<p>第53条</p>

	築物等が町家等である場合にあっては、特例町家等に限る。)	
	(3) 規則で定める敷地内において許可基準に適合して新築等をするもので、当該新築等を行ったときの伝統的建造物以外の建築物等の最高の高さが規則で定める高さを超えず、かつ、当該新築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの（当該許可又は協議に係る伝統的建造物以外の建築物等が町家等である場合にあっては、特例町家等に限る。）	第56条第1項 第1号

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町の区域の設定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成24年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第34号

町の区域の設定に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例（昭和35年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3選挙区の項中「金石相生町」を「金石相生町 金石海原」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「金石本町」の次に「、金石海原」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「金石本町」を「金石本町 金石海原」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第35号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第32条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第9条の3を削り、附則第9条の2を附則第9条の3とし、附則第9条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第9条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の2第1項の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第32条の2第1項ただし書の改正規定及び附則第3条の規定 平成26年1月1日

（金沢市行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

第2条 改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第3条の2第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の第3条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第32条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第9条の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第36号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。

別表地区公民館の表金沢市大浦公民館の項を次のように改める。

金沢市大浦公民館	金沢市大浦町ヲ39番地1
----------	--------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第37号

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例

金沢市印鑑条例（平成8年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

第4条第2項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第4条第2項第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている片仮名により表示された氏名（以下「片仮名表示氏名」という。）又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑の登録を受けることができる。

第5条第2項第2号中「張り付けたもの又は外国人登録証明書」を「貼付したもの又は旅券」に改める。

第6条第1項第3号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 外国人住民が片仮名表示氏名又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該片仮名表示氏名

第9条中「、住民基本台帳法又は外国人登録法」を「又は住民基本台帳法」に改める。

第12条第1項第1号中「、又は外国人登録原票を閉鎖し、若しくは送付し」を削り、同項第2号中「又は氏若しくは名」を「、氏、名又は通称」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 登録者の片仮名表示氏名の変更により、登録を受けている印鑑が第4条第3項に規定する登録の要件を満たさなくなったとき。

第12条第2項中「第4号まで」を「第5号まで」に、「前項第4号」を「同号」に改める。

第13条第3項中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において印鑑の登録を受けて

いる外国人で、施行日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に定める本市の住民基本台帳に記録されていないものに係る印鑑の登録については、施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、当該印鑑の登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

3 施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人で、施行日において住民基本台帳法第5条に定める本市の住民基本台帳に記録されているものに係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において職権で当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

4 附則第2項に該当する場合を除き、施行日の前日において登録を受けている印鑑のうち、改正後の第4条第2項第1号の規定に該当することとなる印章に係る印鑑は、同号の規定にかかわらず、改正後の第6条第1項の規定に基づき登録された印鑑とみなす。

金沢市長寿お祝い金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第38号

金沢市長寿お祝い金条例等の一部を改正する条例

（金沢市長寿お祝い金条例の一部改正）

第1条 金沢市長寿お祝い金条例（昭和46年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る。

（子育て支援医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）による外国人登録原票に登録されている者」を削る。

（金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

第3条 金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「張り付けたもの又は外国人登録証明書」を「貼付したもの又は旅券」に改める。

（金沢市手数料条例の一部改正）

第4条 金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第8号の項を次のように改める。

(8) 削除	
--------	--

附 則

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

2 平成24年9月15日に支給する長寿お祝い金については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行前に外国人登録原票（同法第

4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票をいう。）に登録されていた期間を住民票に記載されていた期間とみなして、第1条の規定による改正後の金沢市長寿お祝い金条例第2条の規定を適用する。

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第39号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1金沢市営金沢駅東自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場	金沢市広岡1丁目802番地	自転車
--------------------	---------------	-----

別表第1金沢市営東金沢駅西自転車駐車場の項中 「金沢市三池町263番地5」を

「金沢市三池栄町1番地」に改め、同表金沢市営矢木1丁目自転車駐車場の項の

次に次のように加える。

金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場	金沢市畝田西1丁目220番地	自転車
金沢市営上荒屋バス停前自転車駐車場	金沢市上荒屋4丁目219番地	自転車

別表第2金沢市営金沢駅東自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場	午前6時から午後10時まで
--------------------	---------------

別表第2金沢市営矢木1丁目自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営上荒屋バス停前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1金沢市営東金沢駅西自転車駐車場の項の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第40号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

63	副都心北部大友地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画副都心北部大友地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	-------------------	---

別表第2に次の1号を加える。

63 副都心北部大友地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
沿道地区 A	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) ゴルフ練習場、バッティング練習場、ホテル、旅館、自動車教習場、射的場、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）、劇場、映画館、演芸場、観覧場又は倉庫業を営む倉庫 (4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 葬儀場 (6) 風営法第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路若しくは水路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。 2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分という。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫及び物置その他これらに類するものについては、前項の規定は、適用しない。

		<p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物</p> <p>(2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した物置その他これに類するもの</p>
	高さの最高限度	20メートル
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>
沿道地区 B	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) ゴルフ練習場、バッティング練習場、ホテル、旅館、自動車教習場、射的場又はカラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）</p> <p>(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 葬儀場</p> <p>(6) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部</p>

		<p>分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫及び物置その他これらに類するものについては、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物</p> <p>(2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した物置その他これに類するもの</p>
	高さの最高限度	15メートル
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>
一般住宅地区	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) ホテル、旅館又は自動車教習場</p> <p>(4) 法別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設</p> <p>(5) 葬儀場</p> <p>(6) 危険物（消防法別表第1第4類の項の品名欄に掲げる物品（同項の性質欄に掲げる性状を有するものに限る。）で、同法第9条の4第1項に規定する指定数量の5分の1未満のものを除く。）の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(7) 風営法第2条第1項第5号及び第6号に掲げる営業の用に供する建築物</p>

敷地面積の最低限度	150平方メートル
壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫及び物置その他これらに類するものについては、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物</p> <p>(2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した物置その他これに類するもの</p>
高さの最高限度	15メートル
垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>

別表第3に次のように加える。

8	副都心北部大友地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画副都心北部大友地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
---	-------------------	---

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第41号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「以下のもの」の次に「及び次条第1項に規定する急速充電設備」を加え、同項第3号の3中「すき間」を「隙間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

第12条第2項中「前条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第11条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第11条第1項第7号」に改め、同項第2号中「侵入防止」を「浸入防止」に改める。

附 則

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の第11条の2の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

平成24年(2012年)6月25日 印刷

平成24年(2012年)6月25日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄